

伊勢原市予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入するに伴い、市が実施する法定外の予防接種に係る事故の災害補償について必要な事項を定める。

(補償の対象)

第2条 市は、市が次条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に死亡又は身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）別表第二に定める障害に限る。）が発生した場合（この要綱の施行後に発見された場合に限る。）には、当該補償対象者に対し、第5条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、市が実施する法定外の予防接種で、昭和52年4月1日以後に実施したものとする。

2 市が委託契約に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める市が実施する予防接種とみなす。

3 市が他の市町村から委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項に定める市が実施する予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により市が補償の対象とする者は、前条第1項の予防接種を受けたすべての者とする。

2 市は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 市は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

ア 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡又は政令別表第2に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書第24条第1項の表に規定する額とする。ただし、市は、死亡補償金及び障害補償金を重複して給付しない。

(補償賠償の免責)

第6条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第7条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される賠償責任保険普通保険約款、予防接種実施主体特約条項及び全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成23年2月1日から適用する。